



2021年8月2日

各 位

会 社 名 日本アジアグループ株式会社
代 表 者 名 代表取締役会長兼社長 山下 哲生
(コード番号：3751 東証第一部)
問 合 せ 先 総務人事部長 梶田 隆記
TEL (03) 4476-8000 (代表)

国際航業株式会社及び JAG 国際エネルギー株式会社の株式譲渡に関するお知らせ

日本アジアグループ株式会社（以下「当社」といいます。）は、2021年8月2日開催の当社取締役会において、①カーライル・グループ（以下「カーライル」といいます。）に属する投資ファンドによって保有・運営されているジオ ホールディングス エルピー（Geo Holdings, L.P.）（以下「ジオ社」といいます。）に対し、当社の完全子会社である国際航業株式会社（以下「国際航業」といいます。）の発行済株式（自己株式を除きます。）の全て（普通株式 3,815 万 7,103 株）（以下「譲渡対象国際航業株式」といいます。）を、②同じくカーライルに属する投資ファンドによって保有・運営されているグリーン ホールディングス エルピー（Green Holdings, L.P.）（以下「グリーン社」といいます。）に対し、当社の完全子会社である JAG 国際エネルギー株式会社（以下「JAG 国際エネルギー」といい、国際航業と併せて、以下「対象子会社」といいます。）の普通株式 1,950 株（以下「譲渡対象 JAG 国際エネルギー株式」といいます。）を譲渡することを決議し、併せて、各株式譲渡契約の承認に係る議案を 2021 年 8 月 31 日に開催予定の当社の臨時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 譲渡の理由

(1) 譲渡に至る経緯

当社が 2021 年 3 月 1 日付で公表いたしました「当社の企業価値の向上及び株主還元に係る施策等に関するお知らせ」（以下「企業価値向上等施策プレスリリース」といいます。）に記載のとおり、当社は、同日開催の当社取締役会において、当社の企業価値の向上及び株主還元に係る施策の一つとして、当社の完全子会社である対象子会社の株式の大部分を、入札形式にて売却する方針を決議しておりました。

企業価値向上等施策プレスリリースに記載のとおり、対象子会社においては、事業成長の機会が豊富に存在し、成長機会の獲得には継続的な資金投入の必要があるにもかかわらず、当社の現在の財務状況に鑑みると金融機関から更なる資金調達を受けることは困難である一方、当社は、対象子会社以外の当社グループの事業（以下「JAG 継続事業」といいます。）の抜本的構造改革のために一定の資金確保が必要な状況に直面しております。

これらの経営課題を踏まえ、当社は、対象子会社の株式を新たなパートナーへ売却することで、対象子会社の企業価値を最大化し、当社としても対象子会社の潜在価値を最大限顕在化した上で享受することを目指し、その一方で、対象子会社と JAG 継続事業との有機的な連携は継続し、対象子会社と当社グループの各事業の双方の更なる事業成長に繋げていくとの考えのもと、複数の候補先との間で入札手続による各対象子会社の株式の売却手続をそれぞれ進めてまいりました。

上記のような対象子会社の株式の売却の目的に鑑み、対象子会社における入札手続においては、(i)対象子会社の経営課題に対処でき、かつ、当社の企業理念に賛同いただけ、当社とパートナーシップを築いていただけること、加えて、(ii)当社が財務基盤を確保した上で大幅な株主還元を実施するに足る売却対価をご提示いただけることを重要な考慮要素として検討した結果、譲渡対象国際航業株式の売却先としてジオ社を、また、JAG 国際エナジーの発行済株式（自己株式を除きます。）の全ての売却先としてグリーン社をそれぞれ選定いたしました。なお、当社は、JAG 国際エナジーの当該株式の全てを、JAG 継続事業の財務基盤の確保等の観点を踏まえ、(ア)譲渡対象 JAG 国際エナジー株式の譲渡、(イ)譲渡対象 JAG 国際エナジー株式の譲渡の実行後に当社が所有する JAG 国際エナジーの株式の一部の取得のための JAG 国際エナジーによる自己株式取得（以下「JAG 国際エナジー自己株式取得」といいます。）、(ウ)譲渡対象 JAG 国際エナジー株式の譲渡の実行後及び JAG 国際エナジー自己株式取得の実行後に当社が所有する JAG 国際エナジーの株式の全ての譲渡（以下「JAG 国際エナジー追加株式譲渡」といいます。）を組み合わせることで譲渡する予定です。

当社は、企業価値向上等施策プレスリリースに記載のとおり、対象子会社の株式の一部を継続所有することを企図しておりましたが、①対象子会社の株式の売却先であるジオ社及びグリーン社には当社の企業理念に賛同いただいております、また、対象子会社の株式の売却実行後の JAG 継続事業と対象子会社グループとの間のパートナーシップ関係の構築及び促進についても誠実に協議していくこともお約束いただいていることから、当社が対象子会社の株式の一部を継続所有しなくとも、JAG 継続事業と対象子会社グループそれぞれとの間のパートナーシップ関係の構築及び促進を通じて、JAG 継続事業及び対象子会社グループの事業の継続的発展及び向上を図ることが十分に期待できることを確認できたこと、加えて、②ジオ社に対して譲渡対象国際航業株式を、グリーン社に対して JAG 国際エナジーの発行済株式（自己株式を除きます。）の全てをそれぞれ売却することで、対象子会社それぞれの潜在価値を十分に実現することが可能であると考えたことから、ジオ社及びグリーン社に対し、それぞれこれらの株式を譲渡することといたしました。

なお、国際航業及び JAG 国際エナジーの入札プロセスはそれぞれ独立して実施されましたが、カーライルは、ジオ社及びグリーン社を売却先候補者として両社に係るプロセスに参加し、当社は、上記各理由により、譲渡対象国際航業株式及び JAG 国際エナジーの発行済株式（自己株式を除きます。）の全てを、それぞれジオ社及びグリーン社に譲渡することといたしました。

(2) 企業価値特別委員会による審議及び答申の概要について

企業価値向上等施策プレスリリースに記載のとおり、当社は、2021年2月19日開催の当社取締役会において、当社の企業価値の向上及び最大化並びに株主還元に向けた施策の本格的な検討をするにあたり、当社の意思決定の公正性を担保することを目的として、企業価値特別委員会（企業価値特別委員会は、外部の有識者である西田章氏（西田法律事務所 弁護士）、田辺孝二氏（当社社

外取締役、独立役員）、八杉哲氏（当社社外取締役、独立役員）、小林一男氏（当社社外監査役、独立役員）及び吉本清志氏（当社社外監査役、独立役員）の5名から構成されます。なお、企業価値特別委員会の委員の報酬は固定金額であり、成功報酬は採用しておりません。）を設置し、企業価値特別委員会に対して、当社の企業価値の向上に資するかどうかの見地からの、対象子会社の株式の大部分の売却の是非、対象子会社の株式の大部分の売却後の JAG 継続事業の経営方針及び株主還元の是非（以下、総称して「当初企業価値諮問事項」といいます。）についての検討を諮問し、これらの点についての答申を当社取締役会に提出することを囑託いたしました。また、併せて、当社取締役会は、当初企業価値諮問事項に関する当社取締役会の意思決定は、上記囑託に基づく企業価値特別委員会の判断内容を最大限尊重して行われること（企業価値特別委員会が、当初企業価値諮問事項に関して実施すべきではない又は実施することを推奨しない旨の答申した場合には、それに反する取締役会決議を行わないことを含みます。）を決議するとともに、企業価値特別委員会に対し、当初企業価値諮問事項に関する答申を行うに際し、必要に応じ、自らのファイナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザー等を選任すること（この場合の費用は当社が負担するものとされています。）を決議いたしました。

これを受け、企業価値特別委員会は、当初企業価値諮問事項について検討するにあたり、当社のファイナンシャル・アドバイザーである GCA アドバイザーズ株式会社及びリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業とは別に、独自に、リーガル・アドバイザーである柴田・鈴木・中田法律事務所を選任し、その助言を受けております。なお、柴田・鈴木・中田法律事務所の報酬は、当初企業価値諮問事項に係る各施策の成否にかかわらず、固定報酬又は稼働時間に時間単位を乗じて算出するものとされており、成功報酬は含まれておりません。

その後、企業価値特別委員会は、当社取締役会に対し、2021年3月1日付で、(i)対象子会社の株式の大部分の売却（以下「対象子会社売却」といいます。）の方針は当社グループの企業価値の向上の観点から相当である、(ii) JAG 継続事業の経営方針は当社グループの企業価値の向上の観点から相当である、(iii) 特別配当を含む株主還元の方針は当社グループの企業価値の向上の観点から相当である旨の答申書を提出いたしました。

また、当社取締役会は、具体的な対象子会社の売却の入札手続の進捗を踏まえ、2021年4月5日付で、企業価値特別委員会に対し、以下の事項（以下「追加企業価値諮問事項」といいます。）についての検討を諮問し、これらの点についての答申を当社取締役会に提出することを囑託いたしました。

ア 対象子会社売却に関する以下の事項の検討

- ① 対象子会社売却を実行することの是非
- ② 対象子会社売却に係る手続の公正性が確保されているか
- ③ 対象子会社売却の条件（具体的な売却先及び売却価格を含むがこれらに限られませんが）の妥当性が確保されているか

イ 株主還元策に関する以下の事項の検討

- ① 株主還元策を実行することの是非
- ② 株主還元策の方法が合理的と認められるか

③ 株主還元策の金額が合理的と認められるか

企業価値特別委員会は、2021年4月8日から同年8月2日までの間に合計6回にわたって開催され、追加企業価値諮問事項についての協議及び検討を慎重に行いました（加えて、会合の間においても、電子メールを通じた協議及び検討が断続的に行われました。）。その結果、企業価値特別委員会は、当社取締役会に対し、2021年8月2日付で、①対象子会社売却の実行は、当社グループ企業価値の向上の観点から相当である、②対象子会社売却に係る手続の公正性は確保されている、③対象子会社売却の条件の妥当性は確保されている、④当社株主が2021年4月27日付で開始された株式会社シティインデックスイレブンス（以下「シティ社」といいます。）による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）の全てに対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に係る公開買付け価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）又は株式併合後に予定される端数の買取りで得られる売却代金をもって、実質的には合理的な水準の株主還元が図られたものとする旨の答申書（以下「本追加答申書」といいます。）を提出いたしました。本追加答申書の概要は以下のとおりです。

I. 追加企業価値諮問事項ア①（対象子会社売却の是非）について

当初企業価値諮問事項に係る答申において企業価値特別委員会が答申した対象子会社売却に係る方針の相当性については現在においても変わるものではないが、本答申にあたりこれを敷衍すると、以下のように対象子会社売却の必要性及び相当性から引き続き首肯されるものである。

1. 対象子会社売却の必要性

以下のとおり、対象子会社売却は当社グループの企業価値の向上に資するものであり、対象子会社売却は必要性が認められる。

- ① 当社グループの経営資源に限界があること、対象子会社に豊富な事業成長の機会が存在するものの、成長機会の獲得には継続的な経営資源・資金の投入の必要があり、当社には対象子会社の更なる成長に必要な経営資源を投入する十分な余力を有していないこと、JAG 継続事業の成長のためにも一定の資金確保が必要であることといった事情は、対象子会社売却の必要性を基礎付けるものとして合理的である。
- ② 当社グループの足元の状況に鑑みれば、成長余力と資金需要の大きい対象子会社にとって、当社は経済産業省が2020年7月31日に公開した「事業再編実務指針～事業ポートフォリオと組織の変革に向けて～（事業再編ガイドライン）」のいう「ベストオーナー」とは言えず、適切なパートナーにこれらを売却することが、当社にとっては限定された経営資源を JAG 継続事業に集中することができ、対象子会社にとっても成長資金を得ることが期待でき、適切な事業ポートフォリオの観点から望ましい。

2. 対象子会社売却の許容性

対象子会社の株式の売却先であるジオ社及びグリーン社は当社の企業理念に賛同しており、また、当社が対象子会社の株式の一部を継続所有しなくとも、対象子会社の株式の売却実行後の JAG 継続事業と対象子会社グループとの間のパートナーシップ関係の構築及び促進についても誠実

に協議していくことを約束していることから、JAG 継続事業と対象子会社グループそれぞれとの間のパートナーシップ関係の構築及び促進を通じて、JAG 継続事業及び対象子会社グループの事業の継続的発展及び向上を図ることが十分に期待できる。よって、対象会社子会社売却は、当社グループの企業価値を毀損するものではなく、許容性が認められる。

3. 結論

以上、1 及び 2 の諸要素を総合的に考慮すると、対象子会社売却の実行は、当社グループ企業価値の向上の観点から相当である。

II. 追加企業価値諮問事項ア②（対象子会社売却に係る手続の公正性）について

1. 入札手続採用の相当性

当社は、対象子会社売却にあたり、入札形式にて売却する方針（以下「本入札手続」といいます。）を採用した。当初企業価値諮問事項に係る答申においても述べたとおり、入札形式の採用は、経済産業省が 2019 年 6 月 28 日に公開した「公正な M&A の在り方に関する指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて—」において、「他の潜在的な買収者による対抗的な買収提案…が行われる機会を確保すること…は、当初の買収提案よりも条件のよい対抗提案を行う対抗提案者の存否の確認を通じて、対象会社の価値や取引条件の妥当性に関する重要な参考情報が得られることに加えて、当初の買収提案者に対して、対抗提案において想定される以上の取引条件を提示することを促す方向に働くため、取引条件の形成過程における対象会社の交渉力が強化され、企業価値を高めつつ一般株主にとってできる限り有利な取引条件で M&A が行われることに資するという機能を有する。」（同指針 3. 4）と提言していることに適合するものであり、対象子会社売却において本入札手続を採用したことは、一般論としては当社グループ企業価値の向上ひいては当社株主の利益保護に資するものと言える。

2. 具体的な売却プロセスの相当性

(1) 売却プロセスの概要

- ① 本入札手続において、JAG 国際エナジーについては約 20 社、国際航業については約 25 社に対して、対象子会社の取得への関心を確認した。
- ② その後、1 次入札を経て、JAG 国際エナジーについては 3 社、国際航業については 3 社が、対象子会社の取得に関し、デュー・ディリジェンスを実施した。
- ③ その後、本入札手続において、2 次入札が行われ、当社は、複数の売却先候補者から対象子会社の株式の譲渡価額等の条件を含む法的拘束力を有する最終意向表明書を受領し、最終的にそれぞれ対象子会社の売却先をジオ社及びグリーン社と決定した。

(2) 売却プロセスの評価

本入札手続では、数多くの候補者から、当社にとって最も良い条件を提示した売却先を選定しており、売却先選定に関する当社の意思決定の恣意性は排除されている。また、適切な条件提示がなされるよう、最終意向表明書における売却価格の提示に先立って、各対象子会社についてそれぞれ 3 社の候補者によるデュー・ディリジェンスが実施されていることなど、本入札手続の公

正性、透明性及び客観性が疑われる事情は認められない。以上を踏まえれば、本入札手続は相当であると言える。

3. 結論

以上、1及び2を踏まえれば、対象子会社売却に係る手続の公正性は確保されていると評価できる。

Ⅲ. 追加企業価値諮問事項ア③（対象子会社売却に係る条件の妥当性）について

1. 売却価格の妥当性

当社は、対象子会社の売却先について、上記Ⅱのとおり公正性が確保された本入札手続によって当社にとって最も有利な条件を提示した候補者を選定している。

また、当社がジオ社及びグリーン社から受領した法的拘束力を有する最終意向表明書によれば、対象子会社2社の株式の譲渡価額の合計見込金額は金585億円であるところ、この額は、当社によるJAG継続事業の財務基盤の確保に資すると考えられる。

なお、グリーン社は、シティ社の要望を踏まえ、JAG国際エネルギー株式を段階的譲渡により取得することに合意する予定であるが、段階的譲渡によって当社が得られるJAG国際エネルギー株式の売却対価が減額される等、譲渡条件に悪影響は生じていない。

また、本入札手続を経て合意に至った対象子会社2社の株式譲渡価額の合計見込金額である金585億円は、対象子会社における足元の業績や今期以降の事業計画等を考慮したものであり、カーライルによるグリーン社公開買付け（Ⅲ.2において定義する。）における対象子会社2社の評価額を大幅に上回る点を踏まえれば、対象子会社2社の評価額として不合理な額とは言えない。

以上を踏まえれば、対象子会社の売却価格は妥当であると言える。

2. 売却先の妥当性

当社は、対象子会社各社の売却先を決定するにあたり、売却価格の他に、売却先が対象子会社各社の経営課題に対処でき、かつ、当社の企業理念に賛同し当社とパートナーシップを築くことが可能か否かという観点から、対象子会社各社の売却先を決定した。

ジオ社及びグリーン社はカーライルに属する投資ファンドによって保有・運営されているリミテッド・パートナーシップであるところ、カーライルは、本入札手続において当社の企業理念に賛同し、また、対象子会社の株式の売却実行後におけるJAG継続事業と対象子会社グループとの間のパートナーシップ関係の構築及び促進についても誠実に協議していくことも約束していることから、上記売却先決定方針に沿う売却先と認められる。

なお、カーライルは、過去にスポンサーとして、当社の代表取締役会長兼社長である山下哲生氏（以下「山下氏」といいます。）とのマネジメント・バイアウト（MBO）としてグリーン社による当社株式の全てに対する公開買付け（以下「グリーン社公開買付け」といいます。）及びその後の後続取引を実施することを決定していることから（なお、グリーン社公開買付けは2021年2月9日に不成立となった。）、本入札手続においてもカーライルのファンドであるジオ社とグリーン社が最終的な売却候補先として選定されていることが本入札手続の公正性に疑念が生じないかという点が一応問題となる。しかし、ジオ社及びグリーン社は、数多くの候補者が参加し公正

性が確保された本入札手続によって当社にとって最も有利な条件を提示した候補者として選定されたものであり、その選定過程において当社の恣意性は可能な限り排除されていると云えることから、当該事情は、ジオ社及びグリーン社が売却先であることについて合理性を疑わせる事情とはならない。

3. 結論

以上、1及び2を踏まえると、対象子会社売却の条件の妥当性は確保されていると云える。

IV. 追加企業価値諮問事項イ（株主還元の合理性）について

本公開買付けは、同年7月30日をもって買付け等の期間が満了し、シティ社は、当社株式16,183,692株（所有割合：58.96%）を所有し、また、シティ社ら（シティ社及びシティ社の特別関係者を総称していう。）は、当社株式を合計20,514,092株（所有割合：合計74.74%）所有するという結果をもって成立していることから、当社において想定していた株主還元を当初の予定どおり実施することは困難な状況にある。

しかし、本公開買付け価格は1株当たり970円であり、これは、当社が2021年7月14日付で公表した「株式会社シティインデックスイレブンスによる当社株式に対する公開買付けに関する意見表明（賛同）のお知らせ」に記載のとおり、企業価値向上等施策プレスリリース記載の「第二の創業」に関する施策を実施していれば株主還元策として実現できたであろう適切な金額（金融機関の支援が得られない場合における、山下氏以外の当社株主を対象とする自己株式の取得に係るシミュレーションで算出された金額）と同等の価格である。

企業価値特別委員会と構成を同じくする当社が設置した特別委員会は、本公開買付け価格が1株当たり970円であること及びその他の事情を踏まえ、2021年7月13日付で本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することが相当である旨の答申を行い、当社は同答申に基づき、同月14日開催の当社取締役会において、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議した。

以上を踏まえれば、当社株主が本公開買付け価格又はその後予定される株式併合の結果による端数の買取りで得られる売却代金をもって、実質的には合理的な水準の株主還元が図られたものと考えられる。

（3）取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見について

当社は、2021年8月2日開催の当社取締役会において、本追加答申書の内容も踏まえた上で、慎重に審議及び検討を行い、審議及び決議に参加した当社の取締役の全員一致で、ジオ社に対し譲渡対象国際航業株式を、グリーン社に対し譲渡対象JAG国際エナジー株式を譲渡することを決議いたしました。なお、当該取締役会には、当社の全ての監査役（3名）が出席し、出席した監査役はいずれも上記決議を行うことに異議がない旨の意見を述べております。

なお、当社は、2021年8月31日に開催予定の当社の臨時株主総会に、譲渡対象国際航業株式及び譲渡対象JAG国際エナジー株式の売却に係る契約の承認（特別決議）に係る議案を付議することを

決議いたしました。また、当該臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を定めるための基準日は、当社が2021年6月24日付「臨時株主総会招集に係る基準日設定に関するお知らせ」において設定したことをお知らせした基準日である2021年7月12日とする予定です。

2. 異動する子会社の概要

(1) 国際航業

(1) 名 称	国際航業株式会社		
(2) 所 在 地	東京都千代田区六番町2地		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 土方 聡		
(4) 事 業 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空間情報コンサルティング（空間情報技術サービス、建設コンサルタントサービス ・ RE（Renewable Energy）関連事業 ・ 防災環境事業 ・ 環境保全事業 ・ 社会インフラ事業 ・ マーケティング及び位置情報サービス事業 		
(5) 資 本 金	16,729 百万円		
(6) 設 立 年 月 日	1947 年 9 月 12 日		
(7) 大株主及び持株比率	日本アジアグループ株式会社		100.00%
(8) 上場会社と当該会社との間の関係	資 本 関 係	当社の完全子会社であります。	
	人 的 関 係	当社の取締役1名が、当該会社の代表取締役を兼務しております。また、当社の監査役1名が当該会社の監査役を兼務しております。	
	取 引 関 係	当社は当該会社に対し、資金の貸付や経営指導・管理に係る役務提供を行っております。	
(9) 当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態			
決 算 期	2019 年 3 月 期	2020 年 3 月 期	2021 年 3 月 期
純 資 産	20,909 百万円	19,462 百万円	20,406 百万円
総 資 産	47,910 百万円	49,383 百万円	50,171 百万円
1 株 当 たり 純 資 産	547 円 98 銭	510 円 5 銭	534 円 33 銭
売 上 高	38,541 百万円	38,468 百万円	38,447 百万円
営 業 利 益	199 百万円	451 百万円	1,355 百万円
経 常 利 益	50 百万円	350 百万円	1,269 百万円
当 期 純 利 益	△ 41 百万円	276 百万円	1,021 百万円
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	△ 1 円 8 銭	7 円 25 銭	26 円 28 銭
1 株 当 たり 配 当 金	11 円 0 銭	1 円 1 銭	6 円 5 銭

(2) JAG 国際エナジー

(1)名 称	JAG 国際エナジー株式会社		
(2)所 在 地	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号		
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役社長 坂根 多加弘		
(4)事 業 内 容	再生可能エネルギー発電施設の開発、EPC（設計・調達・建設）、O&M（運営管理）、及び関連するコンサルティング、電力小売事業		
(5)資 本 金	100 百万円		
(6)設 立 年 月 日	2006年8月4日		
(7)大株主及び持株比率	日本アジアグループ株式会社		100.00%
(8)上場会社と当該会社との間の関係	資 本 関 係	当社の完全子会社であります。	
	人 的 関 係	当社の従業員2名が当該会社の代表取締役、取締役を兼務しております。	
	取 引 関 係	当社は当該会社に対し、資金の貸付や経営指導・管理に係る役務提供を行っております。	
(9)当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態			
決 算 期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期
純 資 産	6,277 百万円	10,535 百万円	10,894 百万円
総 資 産	19,542 百万円	16,227 百万円	18,995 百万円
1 株 当 たり 純 資 産	2,092,554 円 21 銭	3,511,700 円 97 銭	3,631,401 円 85 銭
売 上 高	6,872 百万円	6,884 百万円	7,927 百万円
営 業 利 益	547 百万円	1,058 百万円	909 百万円
経 常 利 益	212 百万円	854 百万円	1,033 百万円
当 期 純 利 益	1,788 百万円	4,429 百万円	497 百万円
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	596,066 円 0 銭	1,476,480 円 10 銭	165,700 円 87 銭
1 株 当 たり 配 当 金	35,666 円 67 銭	57,333 円 33 銭	46,000 円 0 銭

(3) T・JAG グリーンエナジー投資事業有限責任組合

(1)名 称	T・JAG グリーンエナジー投資事業有限責任組合	
(2)所 在 地	東京都千代田区六番町2番地	
(3)設 立 根 拠 等	投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づく投資事業有限責任組合の設立	
(4)組 成 目 的	再生可能エネルギー発電事業を営む株式会社の設立に際して発行する株式の取得及び保有並びに企業組合の設立に際しての持分の取得及び当該取得に係る持分の保有	
(5)組 成 日	2015年2月13日	
(6)出 資 の 総 額	非開示	
(7)出資者及び出資比率	JAG 国際エナジー株式会社	59.70%

	その他	40.30%
(8)無限責任組合員の概要	名 称	T・JAG グリーンエネルギー合同会社
	所 在 地	東京都千代田区六番町2番地
	代表者の氏名・役職	代表社員 一般社団法人エネルギーエクスプローラー 職務執行者 野坂照光
	事 業 内 容	再生可能エネルギー発電事業に関わる投資事業有限責任組合財産の運用及び管理、並びに投資事業有限責任組合への出資
	資 本 金	10万円
(9)上場会社と当該組合との間の関係	資 本 関 係	当社の完全子会社である JAG 国際エネルギー株式会社が59.70%を出資しております。
	人 的 関 係	該当事項はありません。
	取 引 関 係	該当事項はありません。

3. 株式譲渡の相手方の概要

(1) 国際航業の株式の譲渡の相手方の概要

(1) 名 称	ジオ ホールディングス エルピー (Geo Holdings, L.P.)	
(2) 所 在 地	ケイマン諸島、グランド・ケイマン KY1-9008、ジョージ・タウン、エルギン・アベニュー190、ウォーカー・コーポレート・リミテッド (Walkers Corporate Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman, KY1-9008, Cayman Islands)	
(3) 設 立 根 拠 等	ケイマン諸島法に基づき組成及び登録されたリミテッド・パートナーシップです。	
(4) 組 成 目 的	主に国際航業の普通株式の取得及び保有を目的として組成されたものです。	
(5) 組 成 日	2020年8月25日	
(6) 出 資 の 総 額	0円	
(7) 出 資 者 の 概 要	カーライル ジャパン パートナーズ フォー エルピー	
	カーライル ジャパン インターナショナル パートナーズ フォー エルピー	
	カーライル ジャパン インターナショナル パートナーズ フォー - イ ーユー エスシーエスピー	
	シージェーピー フォー コー インベストメント エルピー	
	シージェーアイピー フォー コー インベストメント エルピー	
(8) 業 務 執 行 組 合 員 の 概 要	名 称	ジオ ホールディングス ジーピー エルエルシー
	所 在 地	アメリカ合衆国、19801、デラウェア

		州、ウィルミントン、オレンジ・ストリート 1209
	代表者の役職・指名	オーソライズド・パーソン ロバート・ロゼン
	事業内容	投資業
	資本金	0円
(9) 国内代理人の概要	名称	西村あさひ法律事務所 弁護士 浅岡 義之
	所在地	東京都千代田区大手町一丁目1番2号 大手門タワー
(10) 当社と当該相手方との関係		
	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への 該当状況	該当事項はありません。

(2) JAG 国際エナジーの株式の譲渡の相手方の概要

(1) 名称	グリーン ホールディングス エルピー (Green Holdings, L.P.)
(2) 所在地	ケイマン諸島、グランド・ケイマン KY1-9008、ジョージ・タウン、エルギン・アベニュー190、ウォーカー・コーポレート・リミテッド (Walkers Corporate Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman, KY1-9008, Cayman Islands)
(3) 設立根拠等	ケイマン諸島法に基づき組成及び登録されたリミテッド・パートナーシップです。
(4) 組成目的	主に JAG 国際エナジーの普通株式の取得及び保有を目的として組成されたものです。
(5) 組成日	2020年1月23日
(6) 出資の総額	0円
(6) 出資者の概要	カーライル ジャパン パートナーズ フォー エルピー
	カーライル ジャパン インターナショナル パートナーズ フォー エルピー
	カーライル ジャパン インターナショナル パートナーズ フォー - イ ーユー エスシーエスピー
	シージェーピー フォー コ - インベストメント エルピー
	シージェーアイピー フォー コ - インベストメント エルピー
(8) 業務執行組合員の	名称 グリーン ホールディングス ジーピー

概 要		エルエルシー
	所 在 地	アメリカ合衆国、19801、デラウェア州、ウィルミントン、オレンジ・ストリート 1209
	代 表 者 の 役 職 ・ 指 名	オーソライズド・パーソン ロバート・ロゼン
	事 業 内 容	投資業
	資 本 金	0円
(9) 国内代理人の概要	名 称	西村あさひ法律事務所 弁護士 浅岡 義之
	所 在 地	東京都千代田区大手町一丁目1番2号 大手門タワー
(10) 当社と当該相手方との関係		
	資 本 関 係	該当事項はありません。
	人 的 関 係	該当事項はありません。
	取 引 関 係	該当事項はありません。
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。

4. 譲渡株式数、譲渡価額及び譲渡前後の所有株式の状況

(1) 国際航業の譲渡株式数、譲渡価額及び譲渡前後の所有株式の状況

(1) 譲渡前の所有株式数	38,157,103株	(議決権の数 38,157個) (議決権所有割合 100%)
(2) 譲渡株式数	38,157,103株	(議決権の数 38,157個) (議決権所有割合 100%)
(3) 譲渡価額	234億2,764万3,455円(注1)(注3)	
(4) 譲渡後の所有株式数	0株	(議決権の数 0個) (議決権所有割合 0%)

(2) JAG 国際エナジーの譲渡株式数、譲渡価額及び譲渡前後の所有株式の状況

(1) 譲渡前の所有株式数	3,000株	(議決権の数 3,000個) (議決権所有割合 100%)
(2) 譲渡株式数	1,950株	(議決権の数 1,950個) (議決権所有割合 65%)
(3) 譲渡価額	224億2,500万円(注2)(注3)	
(4) 譲渡後の所有株式数	1,050株(注4)	(議決権の数 1,050個) (議決権所有割合 35%)

(注1) 当社は、国際航業から、2021年6月18日を効力発生日として、総額5億7235万6545円の配当金を受領しています。表中の譲渡価額は、当該配当の決定前にジオ社から提示を受けた譲渡対象国際航業株式の譲渡価額である金240億円から当該配当金の総額を控除した価額です。

(注2) 表中の譲渡価額は、譲渡対象JAG国際エナジー株式の譲渡価額を指します。当該譲渡価額並びにJAG国際エナジー自己株式取得の対価及びJAG国際エナジー追加株式譲渡における譲渡価額の合計額は、金345億円です。

(注3) 譲渡対象国際航業株式の譲渡価額(上記(注1)の配当金を加算した価額)及びJAG国際エナジーの発行済株式(自己株式を除きます。)の全ての譲渡価額(譲渡対象JAG国際エナジー株式の譲渡価額、JAG国際エナジー自己株式取得の対価及びJAG国際エナジー追加株式譲渡における譲渡価額の合計額)の合計額は、金585億円です。

(注4) JAG国際エナジー自己株式取得の実行後及びJAG国際エナジー追加株式譲渡の実行後における当社のJAG国際エナジーの所有株式数は、0株(議決権の数:0個、議決権所有割合:0%)となる予定です。

5. 日程

(1) 取締役会決議日	2021年8月2日
(2) 株式譲渡契約締結日	2021年8月2日
(3) 株式譲渡実行日(注)	2021年9月7日(予定) (2021年8月31日開催予定の当社臨時株主総会における承認後)
(4) JAG国際エナジー自己株式取得の実行日	譲渡対象JAG国際エナジー株式の譲渡実行後5営業日以降の日
(5) JAG国際エナジー追加株式譲渡の実行日	JAG国際エナジー自己株式取得の実行後速やかに

(注) 譲渡対象国際航業株式及び譲渡対象JAG国際エナジー株式の譲渡実行日を指します。

以上